

福岡半導体リスクリングセンターPR動画制作・広報業務委託仕様書

1 委託業務名

福岡半導体リスクリングセンターPR動画制作・広報業務

2 事業目的

福岡半導体リスクリングセンター（以下センター）は、半導体分野やデジタル産業分野の重要技術に精通した人材を育成するため令和5年8月に旧システム開発技術カレッジをリニューアルして設立された。講座の提供を通して、福岡県をはじめ九州・全国で活躍する人材の育成を支援する組織である。

委託事業について、PR動画を制作し、センターのターゲットとする層に効果的な広報活動を行うことによってセンターの全国的な認知度を向上し、ひいてはセンター提供講座の受講者増加を目的とする。

3 委託業務内容

公式HP、YouTube、SNS（X（旧Twitter）など）での配信などに活用するための動画制作及びプロモーションに係る全ての業務。

(1) PR動画の制作

ア 動画の視聴者（主なターゲット）

全国の製造業、情報通信業、人材派遣業に分類される企業の経営者、人事担当者、管理職を主なターゲットとする。

イ 動画内容

- ・視聴した人の印象に残り、センターの認知度向上に資する内容であること。
- ・センターが提供する公開講座、e-learning、法人研修について特色や魅力が伝わる内容であること
- ・センターの概要や設立の趣旨が伝わる内容であること。
- ・視聴した人がセンター提供講座を受講したい、もしくは部下や同僚に受講させたいと思わせるような内容であること。

ウ 動画仕様

- ・動画の長さはロングVerを5分以内とし、SNS運用用に1分、15秒程度のショートVerを制作すること。
※5分：公式サイト、YouTube、各種イベントでの活用を想定
※1分、15秒：5分動画のダイジェスト版として制作。YouTube、SNS等の広告としての活用を想定
- ・5分動画はセンターの訴求すべき内容を網羅したものであること。
- ・動画ファイルの形式、画面縦横比等の企画は発信媒体に合わせたものを用意すること。
- ・動画内で今後変更余地のある箇所（人物画像、講座名 他）については、セン

ター側で差替可能な要素で構成すること。

- ・動画の構成要素には、CG等の映像技術の活用を推奨する。
- ・事務局に提出する素材は、Adobe Premier Proで編集可能なものとする。

(2) プロモーション

ア 広報媒体

- ・SNS（Instagram、X（旧Twitter）など）やYouTubeによるプロモーションを実施すること。
- ・インターネット（リスティング、ディスプレイ 他）を利用したプロモーションを実施すること。
- ・媒体の選定については、あらかじめ指定するものではなく、動画の内容やターゲットに合わせ、適宜事務局と協議の上決定することとする。
- ・プロモーションを経由した本編動画（5分）再生回数目標は3万回とする。

イ 実施時期

- ・プロモーションの実施時期は、動画の配信開始後1カ月以上の期間とする。

(3) 制作した動画の再生数増加に向けた取組み

- ・(2) プロモーションのほかに、動画の再生回数増加に繋がる取組みを実施すること。
- ・受託者決定後に、企画提案の内容に基づき必要と思われる業務を協議して決定するものとする。

(4) 事後評価の提供および分析

- ・動画の再生回数実績から分析される効果・要因・改善案等の情報提供を行うこと。

4 実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 進捗報告及び成果物の提出

受託者は受託期間中、随時業務の進捗状況について事務局へ報告すること。その際、成果物についても併せて提出すること。なお、3（1）PR動画の制作については、第1回報告までに全ての業務の履行を完了させること。

※第1回報告は業務委託開始から3か月経過時を想定。

6 実績報告

委託業務完了の日から起算した10日を経過した日または令和8年3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式または任意）を提出して検査を受けること。

事業実績報告書には次の項目を含まなければならない。

- ・委託業務の実施内容
- ・委託業務の成果物（目録化すること）
※PR動画については、素材映像も併せて納入すること。
- ・委託業務収支決算（計算）書
- ・委託業務に係る支出の費目別内訳
- ・その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

7 業務実施にあたっての留意事項

- ・PR動画の素材（動画、画像 他）は全て事務局に提出すること。ただし、他者の著作権に属するものについてはこの限りではない。
- ・業務実施に関わる協議を行った場合は、受託者がその都度議事録を作成し、提出する。
- ・業務運営にあたっては、個人情報の管理に十分注意するとともに、業務上知り得た情報を漏洩してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- ・本業務の遂行において必要な取材等に際して、受託者は事前に該当企業や取材対象者の許可を得ることとする。また、取材時に撮影した写真・映像等に映り込んだ企業関係者の画像の掲載許諾についても受託者において行うものとする。
- ・本業務により得られた成果物及びその著作権は肖像権の許諾の範囲内において全て委託者にあるものとする。（成果物については、契約終了後も使用することを想定）
- ・本業務に係る帳簿及び証拠書類については、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- ・本仕様書に記載する事項のほか、業務目的の遂行のために有効な手法がある場合は積極的に提案すること。
- ・その他、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。